

保健衛生

1	公 衆 衛 生	137
2	救 急 医 療 制 度	141
3	環 境 衛 生	143
4	環 境 保 全	152
5	公 害 防 止	153
6	緑 化 推 進	158
7	地 下 水 保 全 对 策	160
8	ご み 処 理	162
9	し 尿 処 理	165
10	産 院	166
11	市 民 病 院	167



1 公衆衛生

(1) 概況

近年、医学の進歩や、公衆衛生の向上によって、結核等の感染性疾患は大幅に減少し、平均寿命の伸長、青少年の体位向上など、市民の健康は著しく改善されるに至った。しかし一方では、生活様式の変化や、人口の老齢化にともない、ガンを始めとする成人病の増加とその予防が、保健衛生上の大きな課題ともなっている。

行政は、これらの問題に、常に迅速に対応しながら、さまざまな公衆衛生活動を通じて市民の心身の健康確保に努力していかなければならない。

従来から、保健所が疾病の予防を始め、健康の増進、食品衛生、環境衛生等に関する公衆衛生活動の最先端機関として、市民の生活と健康にきわめて重要な役割を果たして来たが、最近各種疾病に対する予防衛生の重要性が注目される中で、地域住民の多様化、高度化しつつある対人保健サービスの需要に、更にきめ細かく対応するため、保健所に代わって、各市町村に保健センターの設置が認められた。

本市でも、熊本・西両保健所に加えて、昭和54年東部保健センター、昭和57年には北部保健センター、さらに平成元年には南部保健センターを開設した。本市の保健センターは、保健所業務の中でも、食品、環境衛生、医療監視等の行政的な事務を除いた対人保健サービス業務を保健所と同様な規模で実施している。それに市民の健康づくり推進のために、両保健所と有機的に連携しながら、健康診査、健康相談、健康教育、母子保健等の保健サービスを総合的に実施する拠点として、活発な活動を展開している。

保
衛

施設

(平3.5.1現在)

名称 区分	熊本保健所	西保健所	東部保健センター	北部保健センター	南部保健センター
所在地	九品寺1丁目13番16号	新町2丁目4番27号	錦ヶ丘1番1号	清水本町16番10号	平成1丁目10番8号
敷地面積	3,246.54㎡	1,759.64㎡	1,689.7㎡	3,351.87㎡	2,994.00㎡
建物面積	延2,085.74㎡	延2,798.81㎡	延1,753.86㎡	延1,315.95㎡	延1,349.99㎡
開設年月日	昭和24年5月16日	昭和35年11月15日	昭和54年3月31日	昭和57年3月31日	平成元年9月1日
改築年月日	昭和41年10月3日	昭和61年12月13日	(昭和59年3月31日増築)	(平成元年3月10日増築)	
建設費	80,400千円	645,936千円	261,779千円	291,269千円	361,248千円
構造	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート地下1階地上3階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
類型	U1	U2	—	—	—
医師	3人	3人	1人	1人	1人
保健婦	12人	14人	13人	12人	13人
管内世帯数	53,845	45,569	51,008	40,884	32,441
管内人口	129,558	127,169	152,022	116,107	101,881

(注) 管内世帯数・人口は、平成2年国勢調査概数

(2) 母子保健対策

母子保健法に基づき、母性及び乳幼児の健康の維持・増進を図るため、妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などを実施している。

ア 妊産婦・乳幼児保健指導状況

区分		年度		
		63	元	2
妊娠の届出受理数		7,047人	6,771人	6,640人
母子健康手帳発行数		7,091	6,912	6,747
保 健 指 導	妊産婦健康相談	7,135	7,341	6,212
	母親学級	2,055	1,978	2,024
	育児相談	2,224	3,943	3,584
	育児学級	952	1,062	1,505
	受胎調節実地指導	1,185	957	763
	家族計画相談	1,513	1,211	571
	婚前学級	57	155	61
	思春期の子をもつ母のつどい	1,266	1,243	1,583
	心身の発達に問題を持つ子のつどい	794	786	924
	妊産婦	5,964	5,498	5,114
訪 問 指 導	新生児	5,295	5,308	4,918
	未熟児	888	596	641
	乳児	979	700	760
	幼児	1,577	1,165	1,205

イ 妊産婦・乳幼児健康診査

区分		年度			
		63	元	2	
医 療 機 関 委 託 分	妊 婦	一 般	12,396人	12,023人	11,767人
		精 密	2,811	2,865	2,622
	乳 児	B型肝炎	6,192	6,065	6,064
		B型肝炎	23	20	22
	3カ月児	一 般	5,747	5,666	5,650
	6カ月児	一 般	5,586	5,639	5,203
保 健 所 ・ 保 健 セ ン タ ー 実 施 分	妊 婦	歯 科	6,265	5,814	6,822
	1歳6か月児	一 般	6,554	6,519	6,311
		歯 科	6,517	6,510	6,289
		精 密	69	74	78
	3 歳 児	一 般	6,416	6,352	6,275
		歯 科	6,367	6,324	6,256
		精 密	64	75	49

ウ 母子栄養食品支給状況

区 分	年 度			2年度分再掲支給実人員		
	63	元	2	妊産婦	乳幼児	計
牛 乳	9,555本	6,086本	16,258本	139人	55人	194人
粉 乳	257缶	197缶	532缶	21人	19人	40人
計				160人	74人	234人

エ 医療給付状況

区分		年度		
		63	元	2
養育医療給付事業	実 人 員	95	77	88
	延 日 数	5,932	5,320	5,681
妊娠中毒症等療養援護事業	実 人 員	5	2	3
	延 日 数	69	38	54

(3) 老人保健

昭和58年2月、老人保健法の施行により、医療以外の保健事業（健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・機能訓練・訪問指導）を行うこととなった。また、昭和63年度から保健事業第2次5カ年計画に基づき、基本健康診査及び肺がん・乳がん・子宮がん（体部）検診を実施している。

老人保健（医療以外の）事業の実施状況

ア 健康手帳の交付

年度		61	62	63	元	2
区分						
	医療受給資格者	3,905人	4,022人	4,221人	4,277人	10,023人
	医療受給資格者以外の者	7,448	6,925	6,981	7,026	7,096

イ 健康教育

年度		61	62	63	元	2
区分						
	開催回数	531回	537回	558回	578回	720回
	延人員	15,978人	16,428人	18,441人	19,498人	21,582人

ウ 健康相談

年度		61	62	63	元	2
区分						
	開催回数	456回	823回	907回	1,096回	1,245回
	延人員	9,893人	22,700人	23,103人	24,828人	32,240人

エ 健康診査

年度		61	62	63	元	2
区分						
一般健康診査	一般診査	19,004人	21,610人	—人	—人	—人
	精密診査	4,742	5,094	—	—	—
基本健康診査		—	—	22,902	26,832	31,367
胃がん検診		11,520	12,830	11,207	12,581	14,601
子宮がん検診	頸部検査のみ	16,204	14,817	15,359	13,861	15,458
	頸部+体部検査	—	—	429	212	287
乳がん検診		—	—	3,065	5,167	7,604
肺がん検診	読影のみ	—	—	9,854	14,687	19,971
	読影+喀痰	—	—	1,086	1,755	2,014
大腸がん検診		—	—	—	—	8,860

オ 機能訓練

年度		61	62	63	元	2
区分						
	実施回数	48回	88回	119回	126回	226回
	延人員	512人	1,399人	2,239人	2,495人	3,427人

カ 訪問指導

年度		61	62	63	元	2
区分						
寝たきりの者	実人員	484人	676人	670人	697人	664人
	延人員	3,181	3,889	4,199	5,164	5,016
上記以外の要指導者	実人員	2,247	2,283	1,615	1,376	2,107
	延人員	2,990	3,619	3,136	2,917	3,811

(4) 予防接種の状況

区分		年度				
		61	62	63	元	2
三種混合 (ジフテリア 百日咳 破傷風)	初回 +	26,862 人	24,282 人	21,921 人	29,637 人	26,804 人
	追加					
二種混合 (ジフテリア 破傷風)	小学校 卒業前	7,950	8,147	7,997	7,435	7,501
急性灰白髄炎		14,259	14,038	13,174	13,295	12,445
インフルエンザ		164,441	115,385	79,892	47,597	15,322
日本脳炎		131,387	127,478	134,414	101,358	90,829
風しん		2,139	2,281	2,043	2,141	1,942
麻しん	麻しんワクチン	5,389	5,285	5,692	6,744	2,860
	MMRワクチン	—	—	—	—	2,344

(5) 結核対策

ア 健康診断

区分	年度		
	63	元	2
結核一般住民検診	28,652人	29,989人	27,581人
ツベルクリン反応検査(乳幼児)	7,545	7,579	5,583
B C G接種(乳幼児)	6,433	6,968	5,081
管理検診	610	678	478
患者家族検診	170	980	880

イ 患者管理

区分	年度		
	63	元	2
結核患者登録数	1,369人	1,216人	1,077人
新登録患者数	197	170	194
結核診査数	1,151	1,037	967
結核患者訪問指導	1,092	850	793
命令入所患者数	70	40	50

(注) 命令入所患者数は、年度未現在の数

(6) 精神保健対策

区分 年度	精神保健相談(延件数)					訪問指導(延件数)					合計
	社会復帰	老人精神衛生	アルコール	その他	計	社会復帰	老人精神衛生	アルコール	その他	計	
63	1,068	58	24	231	1,381	583	209	83	257	1,132	2,513
元	1,856	80	38	252	2,226	489	209	75	391	1,164	3,390
2	1,911	115	73	311	2,410	442	257	61	393	1,153	3,563

(7) へき地医療

芳野診療所

所在地 河内町野出1410番地
敷地面積 729.50㎡
建物面積 381.47㎡
構造 木造1階建
診療科目 内科、外科、小児科
医療圏 芳野地区612世帯 2,583人
利用状況 5,815人(平成2年度)

2 救急医療制度

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

(1) 一次救急業務

〈急患センター整備の経緯〉

- 昭和52年7月 熊本保健所内に一次診療並びに電話相談所を設置（小児科）
- 昭和56年11月 熊本市医師会病院に一次救急医療業務を委託（小児科・内科）
- 昭和57年4月 休日の夜間に加え土曜日の夜間を開設
- 昭和58年4月 毎夜間開設（小児科・内科・外科）
- 平成元年4月 休日の昼間も開設
- 平成2年4月 熊本赤十字病院に東部地区休日夜間一次救急医療業務を委託

ア 熊本市医師会夜間急患センター

- 開設年月日 昭和56年11月8日
- 所在地 本荘5丁目16番10号（熊本市医師会熊本地域医療センター内）
- 診療科目 小児科・内科・外科
- 診療日 毎夜間及び休日の昼間
- 診療時間 午後6時から翌朝午前8時まで

イ 熊本市薬剤師会

毎夜間（午後6時から午後12時まで）救急調剤業務

ウ 熊本市歯科医師会

休日夜間（午後6時から午後12時まで）歯科診療業務

エ 夜間急患診療実績

区分 \ 年度	61	62	63	元	2
診療実日数(日)	361	362	361	361	361
小児科(人)	8,814	8,999	8,906	11,281	11,775
内科(人)	4,778	5,457	5,729	6,633	7,290
外科(人)	1,736	2,101	2,086	2,602	2,902
救急調剤(件)	11,262	11,462	12,566	11,543	12,634
休日夜間歯科(人)	68	60	64	43	62
二次医療機関(人)	1,019	1,076	1,165	1,330	1,172
委託料(千円)	63,932	64,008	84,845	90,071	96,755

(2) 在宅輪番医制

休日昼間（午前8時から午後6時まで）の一次診療業務

一日当たり10（11）医療機関（内科2、小児科2、外科2、整形外科1、眼科1、耳鼻咽喉科1、産婦人科1、精神科1……隔週）

2年度実績 延 705医療機関、延22,182人

(3) 病院群輪番制 (非公表)

休日昼間 (午前 8 時から午後 6 時まで) 及び毎夜間 (午後 6 時から翌朝午前 8 時まで) の重症患者の診療業務

熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、熊本市民病院、(国立熊本病院) の輪番制

(4) 年末年始診療業務

開設期間 12月31日 (午前 0 時) から翌年 1 月 4 日 (午前 8 時) まで

ア 一次診療

・熊本市医師会

熊本市医師会急患センター (熊本地域医療センター内)

診療科目 小児科・内科・外科

公表在宅医

一日当たり 内科 5、外科 4、産婦人科 1、計 10 医療機関

非公表在宅医

一日当たり 耳鼻咽喉科 1、眼科 1、精神科 1、計 3 医療機関

・熊本市薬剤師会

熊本市薬剤師会調剤薬局で救急調剤

・熊本市歯科医師会

一日当たり 開業歯科医 2、熊本県口腔保健センター 1、計 3 カ所

イ 二次診療 (非公表)

国立熊本病院、済生会熊本病院、熊本赤十字病院、熊本市民病院、熊本中央病院、熊本地域医療センター、熊大付属病院の当番制

ウ 年末年始診療実績

区分		年度				
		61	62	63	元	2
診療実日数(日)		4	4	4	4	4
急患センター	小児科(人)	1,108	832	1,199	844	719
	内科(人)	328	198	410	333	262
	外科(人)	111	129	87	105	160
公表在宅医(人)		2,494	1,648	2,673	2,248	1,773
公表歯科在宅医(人)		223	251	218	360	338
救急調剤(件)		1,385	950	1,520	1,133	939
非公表在宅医(人)		326	292	415	369	312
二次医療機関(人)		348	112	401	397	454
委託料(千円)		14,859	15,080	15,435	16,329	16,933

3 環 境 衛 生

(1) 保健衛生研究所

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門の試験検査を増設し、保健衛生研究所と名称を改め、総合試験研究施設として発足した。

所在地 田迎町大字田井島269番地

構造 鉄筋コンクリート2階建

敷地面積 2,237㎡

建物面積 本体1,443.82㎡ ボンベ室31.49㎡ 計1,475.31㎡

竣工 昭和55年10月11日

建設費 322,426千円

機構 保健衛生局衛生部保健衛生研究所

配置人員 17人 所長(1) 課長級参事(1) 補佐級参事(1) 主任技師(3) 係長級参事(2)

業務内容 公害対策基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌微生物学的検査および調査研究を実施している

業務実績

環境科学業務

検査項目	年度	63		元		2		備 考	
		検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数		
大 気 汚 染	降下ばいじん	48	288	48	296	43	301		
	大気汚染物質	686	686	698	698	716	716	硫黄酸化物、窒素酸化物	
	大気中重金属	36	252	36	252	36	252	大気中の鉄・マンガン等	
	その他	—	—	57	79	30	52		
	小 計	770	1,226	839	1,325	825	1,321		
水 質 汚 濁	河川水	一般項目	323	2,011	322	2,001	308	1,777	水素イオン濃度(PH)、生物学的酸素要求量(BOD)等
		健康項目	31	183	41	178	64	247	有機リン、シアン、鉛、有機塩素系化合物等
	工場・事業所排水	270	1,210	348	1,327	284	1,274	PH、BOD、有機塩素系化合物等	
	その他	111	549	175	645	119	887	塩水化調査、海水等	
	小 計	735	3,953	886	4,151	775	4,185		
悪 臭	10	50	9	27	8	20	アンモニア、硫化物		
産業廃棄物試験	88	1,113	103	1,099	87	673	塵芥埋立地関係の検査等		
クロスチェック	1	4	1	5	1	5	環境庁関係		
その他	382	1,225	218	1,013	149	779	江津湖総合調査、へい死魚関係、アスベスト等		
合 計		1,986	7,571	2,056	7,620	1,845	6,983		

保
衛

衛生化学関係業務

検査項目		年度		63		元		2	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
行政試験	食品試験	511	1,161	490	1,144	449	958		
	飲料水、浴場水等の水質試験	399	1,830	405	1,593	432	1,949		
	容器包装、おもちゃ等の試験	44	44	7	39	3	21		
	家庭用品	—	—	14	14	12	12		
	小計	954	3,035	916	2,790	896	2,940		
一般依頼	飲料水等の水質試験	3,312	21,521	2,963	19,425	3,158	20,678		
合計		4,266	24,556	3,879	22,215	4,054	23,618		

細菌・微生物関係業務

検体区分		年度		63		元		2	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
食品		1,130	3,308	1,336	4,134	1,170	5,220		
環境(河川・プール)		532	676	591	724	501	756		
食中毒(便・吐物など)		923	12,530	340	4,372	450	5,884		
小計		2,585	16,514	2,267	9,230	2,121	11,860		
依試験 頼験	飲料水等	3,359	6,717	2,995	5,993	3,161	6,322		
	食品等	56	102	37	66	30	59		
小計		3,415	6,819	3,032	6,059	3,191	6,381		
合計		6,000	23,333	5,299	15,289	5,312	18,241		

地下水関係業務

検査項目		年度		63		元		2	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
行政試験	有機塩素系化合物汚染関係	268	2,205	241	1,701	293	2,400		
	ひ素汚染関係	—	—	—	—	183	1,790		
	ガソリン汚染関係	—	—	—	—	51	1,023		
	小計	268	2,205	241	1,701	527	5,213		
一般依頼	有機塩素系化合物汚染関係	22	22	19	19	10	10		
合計		290	2,227	260	1,720	537	5,223		

(2) 食品衛生関係

ア 営業施設の監視指導状況

(平成2年度)

業態	業種	法定監視回数	施設数			法定監視数			監視回数(延)			監視率(%)		
			熊保	西保	合計	熊保	西保	合計	熊保	西保	合計	熊保	西保	合計
許 可 業 態	飲食店営業	12	5,543	1,572	7,115	66,516	18,864	85,380	5,038	1,195	6,233	7.6	6.3	7.3
	菓子(パンを含む)製造業	12	310	155	465	3,720	1,860	5,580	677	109	786	18.2	5.9	14.1
	乳処理業	12	3	—	3	36	—	36	61	—	61	169.4	—	169.4
	特別牛乳さく取処理業	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳製品製造業	12	4	4	8	48	48	96	73	10	83	152.1	20.8	86.5
	集乳業	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	魚介類販売業	12	400	387	787	4,800	4,644	9,444	904	2,082	2,986	18.8	44.8	31.6
	魚介類せり売り営業	12	1	2	3	12	24	36	3	39	42	25.0	162.5	116.7
	魚肉ねり製品製造業	12	22	30	52	264	360	624	110	76	186	41.7	21.1	29.8
	食品の冷凍または冷蔵業	12	11	11	22	132	132	264	27	2	29	20.5	1.5	11.0
	かん詰またはびん詰食品製造業(上記および下記以外)	12	8	11	19	96	132	228	24	18	42	25.0	13.6	18.4
	喫茶店営業	6	579	279	858	3,474	1,674	5,148	356	83	439	10.2	5.0	8.5
	あん類製造業	6	4	2	6	24	12	36	16	4	20	66.7	33.3	55.6
	アイスクリーム類製造業	6	19	3	22	114	18	132	56	4	60	49.1	22.2	45.5
	乳類販売業	6	828	503	1,331	4,968	3,018	7,986	858	328	1,186	17.3	10.9	14.9
	食肉処理業	6	46	6	52	276	36	312	52	13	65	18.8	36.1	20.8
	食肉販売業	6	480	315	795	2,880	1,890	4,770	931	439	1,370	32.3	23.2	28.7
	食肉製品製造業	6	7	3	10	42	18	60	29	5	34	69.0	27.8	56.7
	乳酸菌飲料製造業	6	2	2	4	12	12	24	44	2	46	366.7	16.7	191.7
	食用油脂製造業	6	—	3	3	—	18	18	—	2	2	—	11.1	11.1
	マーガリンまたはショートニング製造業	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	みそ製造業	6	9	10	19	54	60	114	42	19	61	77.8	31.7	53.5
	醤油製造業	6	9	13	22	54	78	132	57	20	77	105.6	25.6	58.3
	ソース類製造業	6	4	4	8	24	24	48	17	4	21	70.8	16.7	43.8
	酒類製造業	6	2	2	4	12	12	24	4	2	6	33.3	16.7	25.0
	豆腐製造業	6	38	28	66	228	168	396	110	40	150	48.2	23.8	37.9
	納豆製造業	6	1	2	3	6	12	18	6	8	14	100.0	66.7	77.8
めん類製造業	6	25	10	35	150	60	210	52	6	58	34.7	10.0	27.6	
そうざい製造業	6	52	70	122	312	420	732	120	112	232	38.5	26.7	31.7	
添加物(法第7条第1項の規定により規格に定められたものに限る)製造業	6	8	4	12	48	24	72	6	—	6	12.5	—	8.3	
清涼飲料水製造業	4	10	7	17	40	28	68	54	9	63	135.0	32.1	92.6	
水雪製造業	2	1	4	5	2	8	10	—	1	1	—	12.5	10.0	
水雪販売業	2	5	10	15	10	20	30	2	2	4	20.0	10.0	13.3	
計			8,431	3,452	11,883	88,354	33,674	122,028	9,729	4,634	14,363	11.0	13.8	11.8
届 出 業 態	給食施設	12	306	162	468	3,672	1,944	5,616	62	67	129	1.7	3.4	2.3
	許可を要しない食品製造・販売	2	3,199	2,479	5,678	6,398	4,958	11,356	4,799	3,126	7,925	75.0	63.0	69.8
	許可を要しない器具・容器、おもちゃ製造・販売	1	8	24	32	8	24	32	6	—	6	75.0	—	18.8
計			3,513	2,665	6,178	10,078	6,926	17,004	4,867	3,193	8,060	48.3	46.1	47.4
合計			11,944	6,117	18,061	98,432	40,600	139,032	14,596	7,827	22,423	14.8	19.3	16.1

保
衛

イ 熊本市市場食品衛生監視所

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品の科学的、効率的な監視を目的として発足。場内250施設の食品営業関係施設の指導並びに魚介類等の水銀検査、腸炎ビブリオ菌検査等各種の試験検査を実施している。

所在地 田崎町380番地 市場会館5階

配置人員 西保健所衛生課職員2名

年 区分	61		62		63		元		2	
	検体数	延目 項数								
化学検査	116	116	106	106	95	95	101	101	157	157
細菌検査	183	280	432	595	346	634	197	311	79	79
計	299	396	538	701	441	729	298	412	236	236

(3) 環境衛生関係営業施設等の監視指導状況

(平成2年度)

業種		区分	内 容	熊本保健所	西保健所	計	
六 法 業 営	理 容 所		施 設 数	524	282	806	
			監視回数(延)	352	377	729	
			監視率(%)	67.2	133.7	90.4	
	美 容 所		施 設 数	849	359	1,208	
			監視回数(延)	360	447	807	
			監視率(%)	42.4	124.5	66.8	
	ク リ ー ニ ン グ 所		施 設 数	636	290	926	
			監視回数(延)	508	631	1,139	
			監視率(%)	79.9	217.6	123.0	
	興 行 場		施 設 数	27	3	30	
			監視回数(延)	55	0	55	
			監視率(%)	203.7	0	183.3	
	旅 館		施 設 数	243	143	386	
			監視回数(延)	70	212	282	
			監視率(%)	28.8	148.3	73.1	
	公 衆 浴 場		施 設 数	135	54	189	
			監視回数(延)	190	60	250	
			監視率(%)	140.7	111.1	132.3	
	計		施 設 数	2,414	1,131	3,545	
			監視回数(延)	1,535	1,727	3,262	
	そ の 他 一 般 環 境 衛 生	温 泉		施 設 数	1	18	19
				監視回数(延)	0	6	6
		へい獣処理場等		施 設 数	24	7	31
				監視回数(延)	22	2	24
墓 地 ・ 納 骨 堂			施 設 数	650	841	1,491	
			監視回数(延)	8	3	11	
ビ ル 管 理 法 に よ る 特 定 建 築 物			施 設 数	105	44	149	
			監視回数(延)	27	17	44	
遊 泳 場			施 設 数	18	12	30	
			監視回数(延)	35	68	103	

保
衛

(4) 熊本市ホテル等建築審査会

昭和50年に「熊本市モーテル類似旅館建築審査会条例」が制定され審査会を設置し行政指導によって建築の規制を行ってきたが、行政指導の限界の指摘と立法化が求められ、平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。本条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造の建築を立地規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する
 委員構成 10人以内
 ○市議会議員 ○学識経験者 ○関係行政機関の職員 ○市職員
 任期 2年
 報酬 日額 7,000円
 審議の状況

年度 区分	61	62	63	元	2
開催回数	0	5	4	2	3
諮問件数	0	3	2	2	1

(注) 63年度まではモーテル類似旅館建築審査会分

(5) 環境衛生事業所

ア 施設

所在地 平成1丁目16番18号
 機構 保健衛生局衛生部衛生課所属
 敷地面積 1,620㎡
 建物面積 786.62㎡
 建設年月 昭和60年3月(竣工)
 総工費 97,435千円
 配置人員 18人 所長(1) 参事(1) 掛長(1) 主任(2)
 業務内容 ねずみ族・こん虫の駆除
 衛生害虫等の相談・指導
 伝染病患者の家屋等の消毒
 あき地等の雑草除去の指導

イ ねずみ族・こん虫等駆除状況 (平成2年度)

指導戸数	こ ん 虫 等						ねずみ族 駆除薬量
	下水溝	貯水槽水溜	墓地	塵芥集積所	肥料溜	草原	
4,982戸	1,497,936㎡	2,640㎡	156,660㎡	1,199㎡	—	315,050㎡	3.04kg

ウ 草刈り及び機具貸出状況 (平成2年度)

草刈り

区分	指導した雑草地		草刈り実績	
民有地	360カ所	254,556㎡	340カ所	237,190㎡

機具貸付(貸付用18台)

貸付個所	貸付台数	除草面積
400カ所	400台	181,660㎡

(6) 市営墓地及び霊堂

ア 墓地貸付状況

墓地名	総面積 (㎡)	元年度までの貸付状況		2年度の貸付状況		貸付状況 (累計)	
		件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)
花園墓地	28,057	1,906	12,679.57	4	21.45	1,910	12,701.02
小峰墓地	28,617	1,903	11,656.70	3	14.45	1,906	11,671.15
立田山墓地	37,929	1,529	10,431.86	1	7.65	1,530	10,439.51
城山墓園	54,747	923	6,271.15	7	36.80	930	6,307.95
清水墓園	20,897	1,503	8,601.34	7	33.02	1,510	8,634.36
桃尾墓園	136,690	4,145	20,840.30	697	3,475	4,842	24,315.30
浦山墓園	26,407	1,245	7,999.56	3	15.50	1,248	8,015.06
計	333,344	13,154	78,480.48	722	3,603.87	13,876	82,084.35

イ 桃尾霊堂

所在地 戸島町 桃尾墓園内
敷地面積 2,000㎡
建設概要 本体 鉄筋コンクリート平家建 500㎡
納骨堂 家族納骨壇 400壇、短期納骨壇 400壇
管理棟 鉄筋コンクリート平家建 29.81㎡
(事務所、休憩所、便所)
舍利塔 18.5㎡
竣工 本体工事 昭和56年3月
建設費 昭和55年度 152,380千円 (設計委託料含む)
昭和57年度 6,250千円 (管理棟、舍利塔)

ウ 使用料

(平成.11.1施行)

種別	使用料	
芝生墓地	1区画	300,000円
一般墓地	1平方メートルにつき	60,000円

(昭56.5.1施行)

桃尾霊堂	期間	使用料
家族納骨壇	10年	200,000円
短期納骨壇	1	5,000

(7) 斎 場

ア 施 設

名 称 熊本市斎場
所 在 地 戸島町796番地
敷地面積 11,000㎡
建物面積 斎場 増改築後の面積1,540㎡ 管理人住宅99.46㎡
建設年月 昭和47年12月、増改築年月 昭和62年12月
構 造 斎場 鉄筋コンクリート平家建 管理人住宅 木造平家建（2棟）
建 設 費 128,000千円（造園、管理人住宅2棟含む）
増改築費 131,190千円
炉 数 重油一般炉12基、再燃炉2基、汚物炉1基
型 式 太陽築炉（江口式）ロストル式12基

イ 利用状況

区分		年 度				
		61	62	63	元	2
大 人	市 内	2,868 ^件	2,892 ^件	3,072 ^件	3,254 ^件	3,199 ^件
	市 外	698	701	712	760	668
小 人	市 内	49	55	49	53	34
	市 外	11	8	15	16	11
死 産 児	市 内	357	392	283	267	318
	市 外	157	173	168	149	146
そ の 他	市 内	475	682	458	567	307
	市 外	26	26	46	42	53
合 計	市 内	3,749	4,021	3,862	4,141	3,858
	市 外	892	908	941	967	878

ウ 火葬場使用料

(昭59.4.1施行)

区 分	種 別	市 内	市 外	備 考
火葬場の使用	大 人	3,000 ^円	18,000 ^円	○ 汚物は1個 8,000cm ³ 以内のもの ○ 式場の使用料は1回 3時間以内
	小 人	2,000	15,000	
	死 産 児	1,000	11,000	
	改葬による人骨	850	8,000	
	産 汚 物 類	500	4,000	
式場の使用		3,000	18,000	

(8) 飼い犬及び野犬対策

狂犬病予防法及び動物の保護管理に関する法律にもとづき、狂犬病の発生とそのまん延を防止し、これを撲滅し公衆衛生の向上、福祉の増進を目的として、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱い、その他動物の保護、生命尊重、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するものである。

ア 施設

名 称 動物管理センター
 所在地 小山町451番地
 敷地面積 10,630.86㎡
 建物面積 707.43㎡
 管理事務所 246㎡
 収容施設 315.43㎡
 車 庫 78㎡
 管理人住宅 41㎡
 収 納 庫 27㎡
 建設費 20,925千円
 改築費 150,396千円
 建設年月日 昭和45年5月21日
 改築年月日 昭和58年3月31日及び昭和61年10月31日
 焼却炉 2基 5.25㎡×2

保
衛

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登 録	注 射	捕 獲	薬 器	事務所 引 取	焼 却 依 頼	計	返 還 譲 渡	実 験 用 払 い 出 し	処 分	避 妊	去 勢	咬 傷
61	10,466	10,308	1,548	64	1,471	1,990	5,073	252	472	4,349	0	0	58
62	10,563	10,366	1,329	78	1,345	1,684	4,436	285	445	3,706	0	0	54
63	10,856	10,651	1,348	92	1,242	1,763	4,445	311	454	3,680	0	0	44
元	11,841	11,648	1,302	83	1,141	1,663	4,189	239	326	3,624	0	0	47
2	14,112	13,942	1,271	103	877	1,673	3,924	187	311	3,426	0	0	42

4 環 境 保 全

(1) 環境基本条例

ア 条例制定の経緯

近年の社会情勢の変化と都市化の進展により、本市の豊かな自然環境が損なわれる恐れがでてきたこと、またここ数年ラブホテルやパチンコ店の進出、マンションの建設問題等良好な生活環境が悪化する恐れが生じてきたことにより、環境行政を見直す必要がでてきた。

従来、環境保全に関する対策は個別に行われていたが、このような環境問題の解決のためには、幅広い行政の対応が必要であり、今までの環境関連条例を統合する指針が必要であるとの認識にたち、総合的な環境行政を進める上での基本となる条例の検討を行った。

立案作業は昭和63年5月から開始し同年9月議会に提案、全会一致で可決されたものであり、同年10月1日に公布、施行された。

イ 条例の概要

本条例は基本条例であって、熊本市の環境行政についての市の基本的な考え方や施策の要点をうたったものである。

条例は前文と本文11条並びに附則とから成っている。

前文では、すべての市民に良好な環境を保障することが行政の責務である、という新しい理念を提示している。

第1条では条例の目的、第2条では「良好な環境」の定義をうたっている。

第3条から5条にかけては各々市、事業者、市民の責務を明らかにしている。

第6条は市の講ずべき環境施策を生活環境、自然環境、歴史的及び文化的環境の3種に類別し、その主要なものを例示している。

第7条は国等への措置要請を規定、

第8条は事業者や市民に対する指導、助言、勧告について規定している。

第9条には環境紛争解決のために市があっせん、調停にあたることができることを定めている。

第10条は環境審議会の設置規定、

第11条は委任規定である。

ウ 環境審議会

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 17名 (昭和64年1月7日発足)

開催回数 3回 (諮問件数3件)

エ 環境紛争調整委員会・建築紛争専門部会

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理について、あっせん、又は調停にあたる。

委 員 委員会6名 (昭和63年10月24日発足)、専門部会6名 (平成2年8月1日発足)

開催回数 委員会2回、専門部会15回 (付託件数2件)

(2) 環境モニター制度

目 的 市民から幅広い環境情報を収集することにより、本市の豊かな緑と水を保全し、美しい街づくりに資するための基礎資料とする。

モニター 89人 (昭和63年4月1日発足)

5 公害防止

公害対策において、工場・事業場の規制はもちろん近年、都市化の進展に起因する河川や地下水汚染、自動車排ガス等の増加による大気汚染、生活騒音による近隣被害等、身近な都市生活型公害の増加が課題となっている。

これらの問題解決には環境保全の重要性を正しく認識し、市民一人ひとりの協力を得ながら、積極的な解決への取り組みを進める必要がある。

(1) 大気汚染

環境基準達成状況

測定局	項目	評価有効 時間数	有測日 効定数	評価基準	63年度 環境基準 達成状況	元年度 環境基準 達成状況	2年度 環境基準 達成状況
市役 所局	二酸化 硫黄	8,616	359	1時間値が0.1ppm以下で、かつ 1日平均値が0.04ppm以下であること	×	×	○
				1日平均値の2%除外値が0.04ppm 以下で、かつ1日平均値が連続して 0.04ppmを超えないこと	○	○	○
	二酸化 窒素	8,678	362	1日平均値の年間98%値が0.06ppm 以下であること	○	○	○
	光化学 オキシ ダント	5,297	359	1時間値が0.06ppm以下であること	×	×	×
東部 保健 セン ター 局	二酸化 硫黄	8,482	351	1時間値が0.1ppm以下で、かつ 1日平均値が0.04ppm以下であること	○	×	×
				1日平均値の2%除外値が0.04ppm 以下で、かつ1日平均値が連続して 0.04ppmを超えないこと	○	○	○
	二酸化 窒素	8,264	343	1日平均値の年間98%値が0.06ppm 以下であること	○	○	○
	光化学 オキシ ダント	5,205	355	1時間値が0.06ppm以下であること	×	×	×
	浮遊 粒子状 物質	8,560	357	1時間値が0.20mg/m ³ 以下でかつ 1日平均値が連続して0.1mg/m ³ 以下 であること	×	×	×
1日平均値の2%除外値が0.10 mg/m ³ 以下で、かつ1日平均値が連続 して0.10mg/m ³ を超えないこと	×			×	×		
古町 小局	二酸化 硫黄	8,482	353	1時間値が0.1ppm以下で、かつ 1日平均値が0.04ppm以下であること	○	×	○
				1日平均値の2%除外値が0.04ppm 以下で、かつ1日平均値が連続して 0.04ppmを超えないこと	○	○	○
	二酸化 窒素	8,687	363	1日平均値の年間98%値が0.06ppm 以下であること	—	○	○
	光化学 オキシ ダント	5,342	363	1時間値が0.06ppm以下であること	×	×	×

(注) 環境基準達成状況： ○達成 ×未達成
光化学オキシダントの評価対象時間は昼間（5時～20時）である

ばい煙発生施設届出件数

区 分	届出対象	事業場・工場数					ばい煙発生施設数				
	年 度	61	62	63	元	2	61	62	63	元	2
大気汚染防止法	事業場	286	324	267	266	269	396	445	386	388	401
	工場	52	58	67	67	80	108	108	125	137	155
熊 本 県 公害防止条例	事業場	284	286	280	286	296	389	397	379	388	407
	工場	71	65	71	52	57	107	96	103	75	81

降下ばいじん量の経年推移 (トン/㎢/月)

地区 成分 年度	市 役 所			城南中学校			東部保健センター			全 市 平 均		
	I	S	T	I	S	T	I	S	T	I	S	T
61	1.82	1.55	3.37	1.77	2.00	3.77	1.52	1.31	2.83	1.70	1.62	3.32
62	1.96	1.59	3.55	2.10	1.74	3.84	2.29	1.24	3.53	2.12	1.52	3.64
63	2.41	1.70	4.11	2.38	2.03	4.41	0.92	1.53	2.45	1.90	1.75	3.65
元	2.56	1.78	4.34	3.65	1.85	5.50	3.79	1.55	5.34	3.33	1.73	5.06
2	2.07	1.85	3.92	0.98	1.54	2.52	0.98	1.36	2.34	1.34	1.58	2.92

(注) I……不溶解成分 S……溶解成分 T……降下ばいじん総量

(2) 水 質

(平成2年度)

河川名	測定項目 調査地点	PH (水素イオン) 濃 度		Cl ⁻ (塩素イオン) 濃 度	DO (溶存酸素)	BOD (生物化学的) 酸素要求量	SS (浮遊物質)	採水 回数
		最小	最大	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	
加勢川	薬器堀	7.2 ~	7.6	20 ~ 31	3.3 ~ 7.1	5.3 ~ 18	<1 ~ 7	12
	健軍川	7.1 ~	7.5	10 ~ 23	8.0 ~ 11	0.7 ~ 5.8	<1 ~ 4	12
	加勢橋	6.9 ~	7.4	10 ~ 26	6.0 ~ 8.5	0.7 ~ 3.2	<1 ~ 63	12
	江津斎藤橋	6.9 ~	7.5	10 ~ 17	4.7 ~ 10	0.6 ~ 5.1	<1 ~ 11	12
	秋津橋	7.2 ~	8.7	10 ~ 17	6.6 ~ 16	1.1 ~ 6.4	<1 ~ 16	12
	西無田橋	7.2 ~	7.7	7 ~ 14	7.2 ~ 10	0.8 ~ 4.8	<1 ~ 45	12
坪井川	打越橋	7.0 ~	7.5	16 ~ 32	4.8 ~ 8.7	3.0 ~ 7.3	4 ~ 34	12
	行幸橋	7.1 ~	7.6	17 ~ 29	5.6 ~ 7.3	1.9 ~ 6.5	2 ~ 87	12
	城山上代橋	7.1 ~	7.5	20 ~ 33	5.1 ~ 7.2	3.5 ~ 13	5 ~ 50	36
	千金甲橋	7.1 ~	7.8	210 ~ 310	5.1 ~ 8.5	3.1 ~ 8.1	4 ~ 30	12
井芹川	山王橋	7.2 ~	8.2	16 ~ 25	7.1 ~ 12	3.1 ~ 9.3	1 ~ 6	36
	段山橋	7.3 ~	8.5	18 ~ 27	6.4 ~ 11	2.8 ~ 10	<1 ~ 64	12
	尾崎橋	7.2 ~	8.2	17 ~ 26	6.0 ~ 9.3	3.6 ~ 7.5	4 ~ 22	36
白川	吉原橋	7.1 ~	7.8	13 ~ 38	7.4 ~ 11	1.3 ~ 4.4	<1 ~ 25	12
井手	一の井手	7.6 ~	7.8	11 ~ 13	7.1 ~ 7.8	2.3 ~ 2.8	17 ~ 28	2
	二の井手	7.7 ~	7.8	10 ~ 13	7.3 ~ 7.7	1.1 ~ 1.3	14 ~ 14	2
	三の井手	7.6 ~	7.8	10 ~ 13	7.4 ~ 7.7	1.0 ~ 2.5	5 ~ 8	2

(注) <1は1より小さい数値を示す

水質汚濁防止法に基づく届出件数

(平成2年度)

設 置	使 用	構造等変更	氏名等変更	廃 止	特定事業場数	規 制 対 象 特定事業場数
17	0	5	16	12	667	113

保
衛

(3) 騒音

特定施設届出件数

(平成2年度)

届出の区分 法・条例	設置	使用	数等変更	氏名等 変更	使用全廃	承継	工場・ 事業場数	施設数
騒音規制法	12	0	1	23	1	0	797	3,237
熊本県公害防止条例	90	0	11	37	3	1	2,221	10,890
合計	102	0	12	60	4	1	3,018	14,127

特定建設作業実施届出件数

特定建設作業の種類		年度				
		61	62	63	元	2
騒音規制法に 基づく届出	杭打機・杭抜機を使用する作業	44	52	58	52	60
	びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
	さく岩機を使用する作業	63	69	129	53	141
	空気圧縮機を使用する作業	4	2	9	13	17
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0	0	0	0	0
振動規制法に 基づく届出	杭打機・杭抜機を使用する作業	75	79	78	84	113
	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0
	舗装版破碎機を使用する作業	0	0	0	0	0
	ブレーカーを使用する作業	34	51	65	56	67
県条例に 基づく届出	コンクリートカッターを使用する作業	2	1	8	4	15
	掘削機械を使用する作業	417	479	456	362	355
	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0
合計		639	733	803	624	768

(4) 振動

特定施設届出件数

(平成2年度)

届出の区分 法	設置	使用	数等変更	氏名等 変更	使用全廃	承継	工場・ 事業場数	施設数
振動規制法	6	0	2	10	0	0	259	1,093

(5) 苦情処理件数

種 別 \ 年 度	61	62	63	元	2
大 気 汚 染	22 ^件	26 ^件	37 ^件	33 ^件	35 ^件
水 質 汚 濁	27	28	19	34	29
騒 音	77	77	72	88	95
振 動	9	10	8	11	7
悪 臭	26	37	42	26	43
そ の 他	7	4	20	11	11
計	168	182	198	203	220

(6) 公害防止事前指導

公害防止事前指導は、工場等の建築確認が申請された段階で、将来予知される公害問題を検討し、抜本的な公害防止対策が講ぜられることを目的として、昭和47年12月より指導を始めた。

年 度	61	62	63	元	2
指導件数	719	940	1,026	1,055	1,060

保
衛

(7) 公害対策審議会

目 的 公害対策に関する基本的事項、その他市長が必要と認める事項について市長の諮問に応じ、調査審議する。

委員構成 15人以内

- 学識経験を有する者
- 市議会議員
- 関係行政機関の職員

任 期 2年

報 酬 日額 7,000円

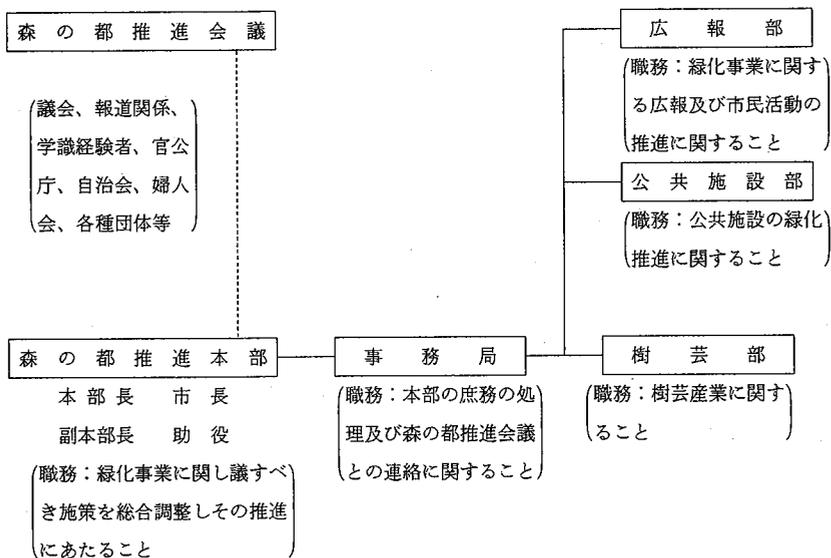
6 緑化推進（森の都作戦）

（1）概 況

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」（昭和47年10月2日）以来、着々とその成果をあげている。

すでに10余年をすぎたこの作戦は市民の関心と理解を得て急速に進展しつつあるが、平成元年6月1日制定した「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、20年、30年後の緑につつまれた潤いのある郷土の姿を描きながら精力的に緑化を進め、緑と水に輝く森の都の再現をめざしている。

（2）森の都作戦推進体制



（3）事業内容

「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき下記の重点施策を計画的に推進する。

ア 緑の保護・造成事業

緑化推進基本計画の策定／市内に点在する由緒ある名木、大木、古木の保護育成／緑地の保全／環境保護地区の指定／開発行為の事前協議／ふるさとの森基金の積立て／快適環境の創出／街路、学校、公共施設等の緑化／公共樹木の管理・育成／市営圃場の育成管理／ふれあいの森林づくり／工場・事業所等の緑化

イ、市民運動の展開

緑化思想の普及徹底／市民運動の助長育成／家庭の緑化／記念植樹運動／緑の少年団の育成

(4) 事業実施状況

(平成2年度)

事業名	事業概要	金額	
公共樹木保全	保存樹木の指定及び管理、公共樹木の育成管理、市民の森管理	千円 62,363	
立田山保全	立田山生活環境保全林の買入れ、整備、立田山憩の森の下草刈り、施肥、除草等管理	249,828	
自然環境保全	自然保護審議会の開催、環境保護地区指定候補地の精密調査、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の積立て、ホテルの街づくりの推進、坪井川錦鯉放流	112,363	
金峰山管理	「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担	1,300	
ふれあいの森林管理	「ふれあいの森林」の施設管理及び「熊本地域ふれあいの森林推進協議会」に対する経費負担	5,964	
公共地緑化	学校緑化	新設校・未整備校の植栽等	32,453
	街路緑化	街路樹植栽及び植樹樹設置	23,097
	市施設緑化	新築施設、未整備施設の植栽等	43,761
	花いっぱい作戦	地域・学校・市施設等に花苗の配布(パンジー・サルビア) 花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理	33,854
	圃場苗木管理	蓮台寺圃場ほか3カ所の苗木育成・管理	2,595
家庭緑化	生垣設置奨励補助、ツタ苗配布、緑化協定区域内の樹木配布	2,738	
工場緑化	工場・事業所等への樹木配布	2,032	
くまもと緑の基金	財団法人くまもと緑の基金の管理運営及び基金の造成	2,934	
緑化基本計画策定	緑化推進基本計画を策定するための現況調査を実施	6,987	
「みどりの日」記念植樹	「みどりの日」を記念して植樹祭を実施(会場 川尻小学校)	5,673	
緑化啓蒙	市民運動による地域環境緑化活動の促進、学校環境緑化コンクールの実施、街路樹愛護会の育成、立田山緑に親しむつどいの実施、森の都推進会議の開催、緑の羽根募金運動の促進、生垣コンクールの実施ほか	10,152	
計		598,094	

保衛

7 地下水保全対策

(1) 地下水保全の取り組み状況

ア 概要

本市は、昔から清冽な地下水に恵まれ今日も上水道をはじめとする工業・農業用水等種々の用途に地下水を利用している。

しかし、都市化の進展や生活様式の多様化等に伴い、地下水をとりまく環境は年々厳しくなっている。

そこで、この貴重な水資源である地下水を後世まで守り伝えていくために、市議会で「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年3月）され、その後「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年9月）し、さらに地下水保全対策事業推進本部（平成2年1月）の設置や熊本市地下水保全条例の一部改正（平成3年3月）など積極的に地下水保全に取り組み、良質な地下水の安定的確保を目指している。

イ 地下水保全対策

量の保全

○長期水需給の検討

将来の水の安定供給を図るために、長期的展望に立った地下水の保全のための需要を予測し、その供給計画を策定する。

○水利用合理化の推進

家庭用水・都市活動用水・工業用水について水使用合理化指導指針等により、節水・合理化を推進し、節水型社会の形成を目指している。

○地下水かん養の推進

水源かん養林の造成、農地における雨水浸透実験、市街地における透水性舗装等の設置により地下水かん養量の増加に努めている。

○地下水利用状況の把握

地下水保全条例に基づき地下水の年間採取量を地区別・用途別について調査し、地下水の利用状況を把握している。

○地下水水位監視体制の確立

地下水の現況や変化を把握するため観測井を設置して、地下水位を継続的に観測し、監視体制の確立を目指している。

質の保全

○地下水汚染防止対策

昭和57年度環境庁が実施した地下水水質調査の結果、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が判明し、58年度から市独自で地下水汚染実態調査や追跡調査を継続して実施している。さらに平成元年度から観測井を使い地下水汚染物質除去実験を実施している。

また工場・事業場への監視・指導を徹底し、地下水汚染防止に努めている。

○地下水質監視体制の確立

地下水汚染の早期発見や地下水質の長期的変化を把握するため、平成元年度から観測井を使い地下水質を

定期的に測定し、監視体制の確立を目指している。

啓発

- 広報冊子、啓発用ビデオの作成や水の週間等での啓発活動を実施する。
- 市民団体との連携のもとに水環境保全の促進を図る。

財団法人熊本地下水基金の育成

本市を含む16市町村における広域的な地下水保全対策を推進するため、平成3年3月26日に(財)熊本地下水基金を設立し、水源かん養林の造成・整備に関する助成・確保や地下水かん養に関する助成等に取り組むことになっている。今後、関係市町村との連携のもと、当財団の有効活用を図り、その育成に努める。

(2) 地下水保全条例に基づく地下水採取状況(推計値)

用途		年度				
		60	61	62	63	元
上水道用	井戸本数(本)	69	69	70	70	70
	一日平均採取量(m ³)	218,119	220,169	221,099	225,243	227,454
	年間採取量(m ³)	79,613,553	80,361,619	80,922,200	82,213,667	83,020,738
農業・水産養殖用	井戸本数(本)	1,455	1,471	1,426	1,364	1,337
	一日平均採取量(m ³)	48,522	43,373	45,369	44,961	45,028
	年間採取量(m ³)	17,710,442	15,831,075	16,605,043	16,410,847	16,435,364
工業・建築物・家庭用等	井戸本数(本)	1,456	1,438	1,353	1,311	1,243
	一日平均採取量(m ³)	105,841	90,159	87,549	83,180	77,966
	年間採取量(m ³)	38,631,981	32,908,085	32,043,105	30,360,802	28,457,647
合計	井戸本数(本)	2,980	2,978	2,849	2,745	2,650
	一日平均採取量(m ³)	372,482	353,701	354,017	353,384	350,448
	年間採取量(m ³)	135,955,976	129,100,779	129,570,348	128,985,316	127,913,749

保衛

8 ごみ処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき毎年度処理計画を定め、全市域を対象に収集を行っている。なお、昭和61年4月1日から市民サービスの向上を図るため収集回数を改善し、もえるごみは週3回、もえないごみ・大型ごみと資源ごみは毎月2回、ステーション方式で行っている。

(1) 収集及び処理量

ア 収集量

(単位 t)

区分		年度	61	62	63	元	2
直 営	北部清掃事業所		31,714	33,551	34,747	35,961	35,221
	西部清掃事業所		43,708	45,129	46,642	47,276	46,304
	東部清掃事業所		34,844	37,546	39,397	42,171	42,389
	特別清掃 管理事務所		8,629	10,010	10,475	10,968	11,100
委託収集			9,049	9,855	10,914	11,857	12,606
許可業者			57,893	61,959	67,729	75,356	75,684
自己搬入			27,807	32,337	35,502	40,285	45,556
計			213,644	230,387	245,406	263,874	268,860
1日平均収集量			585	631	672	723	737
1人1日当たり排出量(g)			1,046	1,116	1,182	1,261	1,270

(注) 旧飽託4町を除く

イ 処理量

(単位 t)

区分		年度		61		62		63		元		2	
		総量	日平均										
焼 却	西部清掃工場	122,327 (3,375)	344	137,516 (6,004)	393	141,414 (5,896)	403	141,034 (6,196)	403	141,119 (5,440)	402		
	東部清掃工場	58,510 (317)	161	58,153 (0)	159	67,455 (657)	187	81,552 (873)	226	80,723 (1,509)	225		
埋立		27,610 (259)	76	28,706 (266)	79	30,340 (219)	84	34,309 (241)	95	40,066 (329)	111		
再資源化		5,197	14	6,012	16	6,197	17	6,979	19	6,952	19		
計		213,644 (3,951)	595	230,387 (6,270)	647	245,406 (6,722)	691	263,874 (7,310)	743	268,860 (7,278)	757		

(注) ()内は旧飽託3町分で外数

(2) 廃棄物処理手数料

種別	取扱区分	単位	金額
廃棄物	焼却又は埋立てのみ行うとき	1回の持込量 200kgにつき	500円

(3) 保有車両と人員

(平3.5.1現在)

事業所名	2t ダンプ車	バックカー車	ロータリー車	ブルドーザー等	灰出 ダンプ車	予備車 2tダンプ車	運転手	技術吏員 作業員
	台	台	台	台	台	台	人	人
北部清掃事業所		5	20			4	25	33
西部清掃事業所		25	3			4	28	36
東部清掃事業所		14	11			4	25	33
東部清掃工場	1				2		4	39
西部清掃工場					3		7	38
特別清掃管理事務所		12			道路スイーパー車 1 真空式ごみ収集車 1	2	13	17
扇田埋立管理事務所				ブルドーザー 4 コンパクター 1 ショベル 2	散水車 1 バキューム 1 4tダンプ 1		3	9

(注) 管理職、事務職は含まない

(4) 再資源化推進事業

目的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源ごみの再資源化を積極的に推進することにより、省資源対策をふまえたごみの減量、埋立地の延命、市民の省資源意識の向上を期する。

収集回数 資源ごみ収集日、毎月2回

住民搬出方法 袋または、ダンボール箱に入れ、収集日の朝から午前8時30分まで、町内の不燃物集積場へ搬出する

収集品目 ガラス製・金属製の容器類、古新聞、古雑誌、ダンボール、古着など

(単位 t)

区分	年度	61	62	63	元	2
収集量		6,492	7,239	7,763	8,940	9,545
再資源化量		5,197	6,012	6,197	6,979	6,952
委託料(千円)		86,901	87,000	87,000	90,640	90,640

- (注) 1. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額
2. 収集量-再資源化量=選別残渣

(5) 焼却施設

名称	東部清掃工場	西部清掃工場
所在地	戸島町正玄塚2570番地	城山薬師町363番地
敷地面積	80,616㎡(工場敷地約34,000㎡)	30,843㎡
建設年月	昭52.3 ~ 昭54.3	昭58.3 ~ 昭61.3
建設費	4,200,000千円	9,203,272千円
建物面積	7,372㎡(管理棟を含む)	14,477㎡(管理棟を含む)
焼却処理能力	300t/24時間(150t×2基)	450t/24時間(225t×2基)
破碎処理能力	50t/5時間	50t/5時間

(6) 余熱利用

東部清掃工場

目 的	東部清掃工場の余熱を利用した浴室のある施設で地元住民をはじめ広く市民の健康保持と福祉の増進に資する
名 称	三山荘
所 在 地	戸島町2573番地
経 営 主 体	熊本市（管理運営は戸島地域環境保全協議会に委託）
開設年月日	平成2年10月16日
構 造	鉄筋コンクリート＋鉄骨造、和風瓦葺平家建
敷地面積	6,769㎡
建物面積	992.63㎡（浴室、大広間、トレーニング室、和室（茶室含む）、会議室 リラックスルーム）
建設費	391,200千円
定 員	大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室（茶室含む）20人
使用料	大人（高校生以上）250円（平成3年4月1日より）ただし、地元町内会に所属している者は無料 小人（中学生以下）無料
休 館 日	毎週月曜日、12月29日から翌年1月3日まで
開 館 時 間	午前10時から午後4時30分まで。ただし、市長が必要と認めるときは開館時間を変更することができる

西部清掃工場

目 的	西部清掃工場の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力をまかなう。また一部でハウス園芸施設への温水を供給する
発電設備	復水式蒸気タービン 定格出力 3,000kw
ハウス園芸施設への温水供給	
利 用 者	西部清掃工場温水利用温室組合と小島上町花き団地
施設面積	（農地面積） 約19,000㎡
加温方式	温水フィンチューブ方式（60℃～100℃）
栽培品目	ピーマンと花き類
温室内容	アクリル温室とガラス温室

(7) 埋立処分地

名 称	扇田埋立処分場
所 在 地	貢町1567番地
敷地面積	124,660㎡
埋立面積	91,600㎡
埋立容量	1,580,000㎡
処分開始	昭和59年5月
工事期間	昭和56年2月～昭和59年3月
建設費	3,500,000千円

9 し尿処理

本市のし尿収集（便槽くみ取りと浄化槽清掃）は全市域を小学校区毎に地区割し、全て許可業者（9社1協業組合、車両59台）が行っている。

便槽は各戸毎に月1回以上くみ取りしており、浄化槽は月1回の保守点検と年1回以上の清掃を行うよう指導している。

収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥は東部污水处理場と蓮台寺下水処理場で活性汚泥処理をしている。

(1) 処理対象人口と収集量

区分		年度	61	62	63	元	2
総人口			560,000	566,000	571,000	575,200	579,305
内訳	水洗化	公共下水道	229,000	245,000	270,000	297,100	312,750
		浄化槽	221,000	219,000	210,000	194,000	192,357
	くみ取り	自家庭処理	108,000	100,000	90,500	83,700	73,829
		自家処理	2,000	2,000	500	400	369
収集量	くみ取りし尿1日収集量(Kℓ)		275.7	272.8	258.3	239.2	205.2
	浄化槽汚泥1日収集量(Kℓ)		258.1	254.3	257.2	239.6	256.2
	1日収集量合計(Kℓ)		533.8	527.1	515.5	478.8	461.4

(注) 旧飽託4町を除く

(2) 収集と処理

(単位 Kℓ)

区分		年度	61	62	63	元	2
収集			158,605.0	158,384.4	154,056.3	143,203.3	147,625.3
処理	東部污水处理場		99,119.6	96,879.0	93,019.7	88,673.3	93,492.1
	蓮台寺下水処理場		59,485.4	61,505.4	61,036.6	54,530.0	54,133.2
	計		158,605.0	158,384.4	154,056.3	143,203.3	147,625.3

(注) 東部污水处理場の処理量は旧飽託3町分を含む

(3) 料金

人頭制料金 月1回収集のとき……1人につき350円（消費税別）

人頭制加算料金 月2回以上のときで月1回分に加算……1人1回につき175円（ " ）

従量制料金 簡易水洗便槽や事業所便槽のとき……1ℓにつき8円（ " ）

(4) 終末処理施設

区分	名称	東部污水处理場	蓮台寺下水処理場（し尿処理関係）
所在地		秋津3丁目17番1号	蓮台寺町920番地
敷地面積		31,604㎡	93,900㎡
建物面積		9,315㎡	19,000㎡
処理能力人口		308,000人	150,000人
処理能力		370Kℓ/日+圧送能力50Kℓ/日	180Kℓ/日
建設年月日	1期	昭37.12～39.12	1期 昭33.6～34.10
	2期	昭43.12～45.3	2期 昭37.12～39.3
	3期	昭53.1～54.3	
建設費		1,197,551千円	163,700千円
方式		嫌気性消化・活性汚泥（320Kℓ/日） 酸化処理（50Kℓ/日） 下水道圧送（50Kℓ/日）	嫌気性消化

10 産 院

(1) 概 要

所在地	本山3丁目5番11号
敷地面積	3,028㎡
建物面積	2,068.7㎡
本館	鉄筋コンクリート2階建 延1,104.6㎡
新館	鉄筋コンクリート3階建 延565.5㎡
医師住宅	木造瓦葺平家建 64.2㎡
看護婦宿舎	木造瓦葺2階建 延123.3㎡ 鉄筋コンクリート2階建 延211.1㎡
病床数	38床
職員数	医師2人 助産婦(看護婦)24人 薬剤師外3人 事務職員5人

(2) 利用状況

区分 \ 年度	61	62	63	元	2
分娩数(人)	569	489	399	382	314
入院数(件)	12,180	11,013	8,742	7,712	7,835
外来数(件)	13,804	11,861	9,556	9,107	8,322
計(件)	25,984	22,874	18,298	16,819	16,157

(3) 経営状況

(単位 千円)

区分 \ 年度	61	62	63	元	2
収入	374,971	383,739	348,914	363,973	368,471
支出	374,873	383,718	348,863	363,926	368,420
損益	98	21	51	47	51

(4) 使用料及び手数料

ア 使用料

個室(3室) 1日につき 500円

イ 手数料

文書手数料 1通につき 1,000円

但し、死亡診断書と生命保険関係書類は1通につき2,000円

11 市民病院

(1) 概要

所在地	湖東1丁目1番60号
開設年月日	昭和21年2月1日
敷地面積	14,002.53㎡
建物面積	延 26,967.54㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建
病床数	580床（一般540床、伝染病40床）
主な設備	脳波計、UCG（心臓超音波診断装置）、CCU、Co ⁶⁰ 回転照射装置、光凝固装置、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、無菌空気ろ過装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、シンチレーションカメラ、ラルストロン、ジャイロスコープ、全身用CTスキャナー、血管造影装置、リニアック（超高圧X線照射装置）、コンピュータッド・ラジオグラフィー、デジタルガンマカメラシステム、生化学自動分析装置システム
診療科目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、理学診療科、放射線科、歯科、麻酔科
職員数	501人（医師61人 看護婦 313人 医療技師66人 事務その他61人）（平3.6.1現在）

保
衛

(2) 経営状況

（単位 千円）

区分	年度	61	62	63	元	2
	収入		6,634,855	6,848,671	7,022,456	7,322,689
支出		6,193,061	6,495,957	6,731,897	7,013,876	7,444,053
損益		441,794	352,714	290,559	308,813	△ 168,965
利益剰余金		709,659	1,012,373	1,282,932	1,571,745	1,382,779

(3) 使用料

特別室(21室)	1人1日	2,000円
個室(21室)	1人1日	250円

(4) 科目別診療状況

科目	患者数	年度				
		61	62	63	元	2
内科	入院	49,585	49,319	51,173	52,852	51,483
	一日平均入院	135.8	134.8	140.2	144.8	141.0
	外来	57,529	58,177	58,206	64,366	59,585
	一日平均外来	194.3	195.2	196.6	218.2	203.4
	計	107,114	107,496	109,379	117,218	111,068
精神科	入院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	3,302	5,025	5,672	6,535	6,749
	一日平均外来	11.1	16.9	19.2	22.2	23.0
	計	3,302	5,025	5,672	6,535	6,749
小児科	入院	31,350	32,281	34,672	32,388	31,119
	一日平均入院	85.8	88.2	95.0	88.7	85.3
	外来	21,911	21,775	23,060	25,939	25,988
	一日平均外来	74.0	73.1	77.9	87.9	88.7
	計	53,261	54,056	57,732	58,327	57,107
外科	入院	22,660	21,707	21,506	22,446	22,957
	一日平均入院	62.0	59.3	58.9	61.5	62.9
	外来	26,276	24,594	25,800	25,365	27,458
	一日平均外来	88.7	82.5	87.2	86.0	93.7
	計	48,936	46,301	47,306	47,811	50,415
整形外科	入院	23,712	23,628	24,474	24,824	21,920
	一日平均入院	64.9	64.6	67.1	68.0	60.1
	外来	18,767	20,125	20,409	21,009	19,499
	一日平均外来	63.4	67.5	68.9	71.2	66.5
	計	42,479	43,753	44,883	45,833	41,419
皮膚科	入院	7,533	8,221	6,323	4,448	5,957
	一日平均入院	20.6	22.5	17.3	12.2	16.3
	外来	21,411	21,440	20,618	20,220	22,099
	一日平均外来	72.3	71.9	69.7	68.5	75.4
	計	28,944	29,661	26,941	24,668	28,056
泌尿器科	入院	7,190	7,310	6,960	6,342	6,162
	一日平均入院	19.6	20.0	19.1	17.4	16.9
	外来	12,102	11,977	11,740	12,529	12,115
	一日平均外来	40.8	40.2	39.7	42.5	41.3
	計	19,292	19,287	18,700	18,871	18,277
眼科	入院	10,356	8,452	7,028	7,009	6,763
	一日平均入院	28.3	23.1	19.3	19.2	18.5
	外来	31,349	25,425	23,642	20,762	18,964
	一日平均外来	105.9	85.3	79.9	70.4	64.7
	計	41,705	33,877	30,670	27,771	25,727
耳鼻 いんこう科	入院	7,618	8,310	8,393	8,379	7,435
	一日平均入院	20.8	22.7	23.0	23.0	20.4
	外来	13,525	12,630	14,262	16,916	15,145
	一日平均外来	45.6	42.4	48.2	57.3	51.7
	計	21,143	20,940	22,655	25,295	22,580

科目	患者数	年度				
		61	62	63	元	2
産婦人科	入院	18,677	18,894	21,181	20,670	20,310
	一日平均入院	51.1	51.6	58.0	56.6	55.6
	外来	34,800	27,995	32,041	33,448	32,372
	一日平均外来	117.5	93.9	108.2	113.4	110.5
	計	53,477	46,889	53,222	54,118	52,682
歯科	入院	262	404	445	524	168
	一日平均入院	0.7	1.1	1.2	1.4	0.5
	外来	11,086	12,610	13,445	13,499	11,512
	一日平均外来	37.4	42.3	45.4	45.8	39.3
	計	11,348	13,014	13,890	14,023	11,680
理学療法科	入院	7,200	7,624	7,571	7,269	8,493
	一日平均入院	19.7	20.8	20.7	19.9	23.3
	外来	17,874	17,142	14,797	19,398	17,174
	一日平均外来	60.3	57.5	50.0	65.8	58.6
	計	25,074	24,766	22,368	26,667	25,667
放射線科	入院	90	29	0	3	0
	一日平均入院	0.2	0.1	0	0.0	0
	外来	0	0	5,871	5,617	6,652
	一日平均外来	0	0	19.8	19.0	22.7
	計	90	29	5,871	5,620	6,652
麻酔科	入院	842	1,218	1,142	556	579
	一日平均入院	2.3	3.3	3.1	1.5	1.6
	外来	4,931	5,738	5,174	5,236	5,409
	一日平均外来	16.6	19.3	17.5	17.7	18.5
	計	5,773	6,956	6,316	5,792	5,988
こら門科	入院	9,600	9,773	9,387	11,111	10,764
	一日平均入院	26.3	26.7	25.7	30.4	29.5
	外来	6,905	7,451	7,627	8,822	9,425
	一日平均外来	23.3	25.0	25.8	29.9	32.2
	計	16,505	17,224	17,014	19,933	20,189
形成外科	入院	3,588	3,185	3,472	4,819	4,853
	一日平均入院	9.8	8.7	9.5	13.2	13.3
	外来	2,034	1,832	2,742	4,230	4,730
	一日平均外来	6.8	6.1	9.3	14.3	16.1
	計	5,622	5,017	6,214	9,049	9,583
脳神経外科	入院	-	-	-	-	621
	一日平均入院	-	-	-	-	1.7
	外来	-	-	-	-	1,483
	一日平均外来	-	-	-	-	5.1
	計	-	-	-	-	2,104
合計	入院	200,263	200,355	203,727	203,640	199,584
	一日平均入院	548.6	547.4	558.2	557.9	546.8
	外来	283,802	273,936	285,106	303,891	296,359
	一日平均外来	958.7	919.2	963.2	1,030.1	1,011.5
	計	484,065	474,291	488,833	507,531	495,943

(注) 脳神経外科は平成2年6月1日より新設

保衛

(5) 伝染病患者収容状況

区分		年度				
		61	62	63	元	2
赤痢	患者	5人	2人	1人	1人	2人
	死者	0	0	0	0	0
腸チフス	患者	0	4	1	1	0
	死者	0	0	0	0	0
日本脳炎	患者	3	9	4	1	6
	死者	0	1	0	0	0
流行性脳脊髄膜炎	患者	0	0	0	0	0
	死者	0	0	0	0	0
パラチフス	患者	0	0	1	0	0
	死者	0	0	0	0	0
コレラ	患者	0	0	0	1	0
	死者	0	0	0	0	0
計	患者	8	15	7	4	8
	死者	0	1	0	0	0

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

(6) 新生児未熟児医療について

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、現在、病床数80床の新生児医療センターでは、専従医師4名、看護婦40名が24時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあっている。

実績

項目		年度				
		61	62	63	元	2
出生児体重	1,500g以下	88人	93人	94人	86人	90人
出生児体重	1,500~2,500g	216	198	244	223	227
出生児体重	2,500g以上	317	328	313	303	298
合計		621	619	651	612	615
術後管理		31	33	25	29	38
うち新生児専用救急車による搬送者		380	342	356	334	305

新生児専用救急車

装備機器等 新生児モニター、新生児レスピレーター、搬送用保育器、バッテリーバッグ、保育器移送スタンド、自動輸液ポンプ、カーディオテンプ、自動血圧計、医療ガス一式、無線電話装置

購入費（機器とも） 10,422千円